

(別紙2)

秋田県国土強靱化地域計画

起きてはならない最悪の事態を回避するための推進方針

目標 1. 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる

最悪の事態 1-1 大地震による建物等の倒壊や火災による死傷者の発生

「耐震性の低い住宅・建築物が倒壊する」ことを回避するための推進方針

①住宅の耐震化 【建設部】

- ・ 住宅の倒壊による人的被害や火災等を防止するため、住宅の耐震化促進に向けて、市町村との連携により、普及啓発や耐震診断・耐震改修に対する支援を実施する。

②公共特定建築物(※)の耐震化 【建設部】

- ・ 公共特定建築物について、利用者の安全確保はもちろん、災害時の拠点機能の確保のため、耐震改修促進計画の策定や国交付金の活用等を市町村に働きかけるなどして、計画的に耐震化を進める。

※「特定建築物」

「建築物の耐震化の促進に関する法律」第 14 条第 1 号及び第 2 号による建築物

③学校の耐震化 【教育庁】

- ・ 児童生徒の安全の確保や災害時の避難所としての利用を図るため、学校施設の耐震化と併せて、天井・照明器具など非構造部材の落下防止対策を推進する。

④病院の耐震化 【健康福祉部】

- ・ 入院患者の災害直接死を防止するため、病院の耐震化の促進を働きかけていく。

⑤社会福祉施設等の耐震化 【健康福祉部】

- ・ 未耐震施設の状況や施設設置者の改修計画等を踏まえつつ、補助事業等の活用により、耐震化を促進する。

⑥指定文化財・史跡の耐震化 【教育庁】

- ・ 国・県指定文化財（建造物）や史跡（公開施設）の見学者等の安全を図るため、市町村や民間所有者に対し、耐震化や防火設備の整備を働きかけていく。

「建築物等の倒壊により被害が拡大する」ことを回避するための推進方針

⑦市町村による空き家対策 【企画振興部】

- ・ 所有者による適切な管理が行われていない空き家の倒壊等による被害の拡大を防止するため、空き家対策に関する情報提供や市町村相互間での意見交換の場を設けるなど、市町村の空き家対策を支援していく。

⑧都市基盤の整備 【建設部】

- ・ 建築物が密集する市街地等において地震時の避難路確保や火災の延焼防止等を図るため、停車場栄町線、川尻広面線、八幡根岸線、新屋土崎線等の街路（都市計画道路）整備を推進するとともに、市町村による土地区画整理事業等を促進する。

「家具類の転倒により負傷する」ことを回避するための推進方針

⑨家具類の固定など室内安全対策 【総務部】

- ・ 家庭や事業所における室内の安全確保のため、家具の固定など、市町村や消防と連携した普及啓発を図る。

「火災から逃げ遅れる」ことを回避するための推進方針

⑩住宅用火災警報器の設置 【総務部】

- ・ 火災からの逃げ遅れによる死者等の増加を防ぐため、市町村や消防と連携し、住宅用火災警報器の設置に向けた普及啓発を図る。

【重要業績指標】目標値

- ① 住宅の耐震化率 70.8% (H27) ⇒85% (H32)
- ② 公共特定建築物（県）の耐震化率 96.7% (H27) ⇒100% (H32)
- ③-1 学校（躯体）の耐震化率 県 95.7% (H27) ⇒100% (H32)
- ③-2 非構造部材定期点検実施率 県 100% (H27 実施済み)
- ④ 病院の耐震化率 76.8% (H27) ⇒95% (H32)
- ⑤ 社会福祉施設等の耐震化率 89.1% (H26.10月) ⇒95% (H30)
- ⑨ 災害に備え家具の固定を行っている県民の割合（県民意識調査） 21.9% (H27) ⇒ 50.0% (H32)
- ⑩ 住宅用火災警報器の設置率 78.9% (H27) ⇒87.4% (H32)

最悪の事態 1-2 大規模津波等による死傷者の発生

「堤防や護岸等のインフラが被害を受ける」ことを回避するための推進方針

①海岸保全施設の整備 【建設部】

- ・ 津波、高潮及び波浪等による被害の防止・軽減を図るため、近年侵食の著しい本荘海岸等から優先的に離岸堤や護岸等の海岸保全施設整備を推進する。

②河川堤防等の耐震化 【建設部】

- ・ 津波遡上の可能性がある河川堤防について、耐震照査を推進し、堤防の嵩上げや耐震化等の対策を進める。

③海岸保全施設（建設海岸）の老朽化対策 【建設部】

- ・ 老朽化の進行する護岸・水門等の海岸保全施設について、平成 29 年度までに長寿命化計画を策定し、老朽化対策を計画的に推進する。

④海岸保全施設（漁港海岸）の老朽化対策 【農林水産部】

- ・ 漁港における海岸保全施設については、長寿命化計画を策定の上、優先順位を決めて老朽化対策等を推進する。

「津波到達までに逃げ切れない」ことを回避するための推進方針

⑤津波浸水想定の設定 【総務部】

- ・ 平成 28 年 3 月に設定・公表した「津波浸水想定」について、県ウェブサイト等を通じて広く県民に周知するとともに、想定に基づいた避難訓練の実施など、対象市町村の津波対策の促進を図る。

⑥津波ハザードマップの作成 【総務部】

- ・ 市町村に対し、平成 28 年 3 月に公表した津波浸水想定に基づく「津波ハザードマップ」の作成を働きかける。

⑦津波避難計画の策定 【総務部】

- ・ 市町村に対し、平時の津波防災教育・啓発や避難訓練、津波警報等の発令時の避難対象地域、緊急避難場所、避難経路、避難勧告等を発令するための情報収集・伝達方法を定めた「津波避難計画」の策定を働きかける。

⑧港湾の津波防災対策 【建設部】

- ・ 港湾とその背後地の津波による浸水被害を防止・軽減するため、市町村と連携して最新の津波浸水想定に基づく臨港地区の避難計画を策定し、避難タワーなどの避難施設の整備を進める。

【重要業績指標】 目標値

- ① 海岸侵食対策整備率 63.7% (H27) ⇒64.1% (H31)
- ④-1 漁港海岸保全施設の長寿命化計画策定海岸数 0 海岸 (H27) ⇒8 海岸 (H30)
- ④-2 漁港海岸保全施設整備事業（機能強化・老朽化対策）の実施漁港海岸数 0 海岸 (H27) ⇒8 海岸(未定)
- ⑥ 津波ハザードマップの作成済み市町村数 3 市町村 (H27) ⇒8 市町村 (H28) /必要 8 市町村
- ⑦ 津波避難計画の策定済み市町村数 2 市町村 (H27) ⇒8 市町村 (H32) /必要 8 市町村

最悪の事態 1-3 集中豪雨等による広域かつ長期的な市街地等の浸水

「河川堤防など構造物が損傷する」ことを回避するための推進方針

①河川改修等の治水対策 【建設部】

- ・ 集中豪雨等による洪水被害を防止するため、近年において河川氾濫による家屋浸水被害の発生している三種川や斉内川等から優先的に河川改修等の治水対策を推進する。

②河川・ダム関連施設の老朽化対策 【建設部】

- ・ 老朽化の進行する河川・ダム関連施設について、平成 29 年度までに長寿命化計画を策定し、老朽化対策を計画的に推進する。

「浸水地域に要救助者が取り残される」ことを回避するための推進方針

③洪水浸水想定区域の指定 【建設部】

- ・ 水位周知河川及び洪水予報河川について、平成 27 年度の水防法改正に基づき、想定しうる最大規模の洪水による浸水想定区域の見直しを進める。

④洪水ハザードマップの作成 【総務部】

- ・ 市町村に対し、改正水防法の「想定しうる最大規模の降雨を前提とした浸水想定区域」を踏まえた洪水ハザードマップの作成と、想定される被害の範囲や規模、避難場所等の周知を働きかける。

⑤避難勧告等の判断基準等の策定（水害、高潮災害） 【総務部】

- ・ 市町村に対し、避難勧告等の発令基準を含む「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」（水害、高潮災害）の策定を働きかける。

【重要業績指標】 目標値

- ① 県管理河川整備率 45.8% (H27) ⇒45.9% (H29)
- ③ 想定最大規模の洪水による浸水想定区域の指定 0 河川 (H27) ⇒30 河川 (H33) /必要 30 河川
- ④ 洪水ハザードマップの作成済み市町村数（水防法改正前の浸水想定） 18 市町村 (H27) /必要 18 市町村
〃（水防法改正後の浸水想定） 今後策定に向けて検討予定

⑤-1 避難勧告等の判断・伝達マニュアル（水害）の策定済み市町村数

15 市町村（H27）⇒25 市町村（H29）／必要 25 市町村

⑤-2 避難勧告等の判断・伝達マニュアル（高潮災害）の策定済み市町村数

3 市町村（H27）⇒6 市町村（H29）／必要 6 市町村

最悪の事態 1-4 大規模な火山噴火・土砂災害等による死傷者の発生

「火山噴火の情報が伝達されない」ことを回避するための推進方針

①火山防災協議会による火山災害対策 【総務部】

- ・ 十和田、秋田駒ヶ岳、秋田焼山、栗駒山、鳥海山の5活火山に設置されている火山防災協議会において、火山ハザードマップや避難計画の作成等のソフト対策、防災設備などのハード対策について検討を行い、実効性のある対策を進める。

②火山ハザードマップの作成 【総務部】

- ・ 十和田、栗駒山について、噴火した場合の規模や影響が及ぶ範囲を想定する「噴火シナリオ」及び「火山ハザードマップ」の作成を進める。

③噴火時等の避難計画の策定 【総務部】

- ・ 十和田、秋田焼山、栗駒山、鳥海山について、それぞれの火山の特性に応じて情報収集・伝達、避難勧告等の対象地区、避難体制、避難経路、避難施設などを定めた「避難計画」の策定を進める。

④噴火時等の住民・登山客等への情報伝達体制の整備 【総務部】

- ・ 市町村に対し、火山警報など気象情報等の地域住民や登山客等への効果的な伝達方法や、防災無線・サイレン・緊急速報メールなど多様な情報伝達手段の構築を働きかける。

「登山客や住民が噴火に巻き込まれる」ことを回避するための推進方針

⑤避難小屋等の強化 【生活環境部】

- ・ 4つの常時観測火山（秋田駒ヶ岳、秋田焼山、鳥海山、栗駒山）にある避難小屋について、今後策定する「避難施設緊急整備計画」に基づき、噴火時の噴石等からの避難施設として利用可能な施設への改修を進める。

「住家が火山泥流に巻き込まれる」ことを回避するための推進方針

⑥火山噴火に伴う土砂災害対策 【建設部】

- ・ 秋田焼山について、予測の困難な火山噴火に起因する土砂災害に対して、緊急的なハード・ソフト対策を定める「火山噴火緊急減災対策砂防計画」の策定を進め、十和田及び栗駒山についても計画策定に向けた取組を推進する。

「土石流や崖崩れに巻き込まれる」ことを回避するための推進方針

⑦土砂災害対策施設の整備 【建設部】

- ・ 要配慮者利用施設や重要な公共施設などを保全対象とする土石流・急傾斜地崩壊危険箇所及び地すべりの兆候のある箇所などについて、重点的に対策施設整備を推進する。

- ・ 特に、平成 28 年 3 月の融雪期に地すべりの兆候が確認された「北秋田市阿仁小湊地区」においては、地すべり区域内に一級河川、鉄道及び市道が含まれ、地すべり災害が発生した際には地域住民の生命・財産及び地域経済に甚大な被害を与えることから、重点的に地すべり防止対策を進めていく。

⑧土砂災害対策施設の老朽化対策 【建設部】

- ・ 砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊対策施設の点検・健全度調査を進め、平成 30 年度までに各施設の長寿命化計画を策定し、老朽化対策を計画的に推進する。

⑨土砂災害警戒区域等の指定 【建設部】

- ・ 土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等の指定を平成 31 年度までに完了させるとともに、市町村に対し避難警戒体制の整備を働きかけていく。

⑩土砂災害ハザードマップの作成 【総務部】

- ・ 市町村に対し、土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域の指定等を反映した土砂災害ハザードマップの作成と、想定される被害の範囲や規模、避難場所等の周知を働きかける。

⑪避難勧告等の発令基準等の策定（土砂災害） 【総務部】

- ・ 市町村に対し、避難勧告等の発令基準を含む「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」（土砂災害）の策定を働きかける。

【重要業績指標】 目標値

- ② 火山ハザードマップの作成 3 火山（H27）⇒5 火山（H30）／必要 5 火山
- ③ 噴火時等の具体的で実践的な避難計画の策定 1 火山（H27）⇒5 火山（H31）／必要 5 火山
- ④ 複数の情報伝達手段を整備している市町村数 15 市町村（H27）⇒25 市町村（H32）
- ⑤ 国の避難施設緊急整備地域指定後に示す予定
- ⑥ 火山噴火緊急減災対策砂防計画の策定 2 火山（H27）⇒3 火山（H29）／必要 5 火山
- ⑦-1 土石流危険渓流整備率（保全人家 5 戸以上） 16.5%（H27）⇒17.8%（H29）
- ⑦-2 急傾斜地崩壊危険箇所整備率（保全人家 5 戸以上） 34.7%（H27）⇒35.3%（H29）
- ⑨ 土砂災害警戒区域等指定率 36.0%（H27）⇒100%（H31）
- ⑩ 土砂災害ハザードマップの作成済み市町村数 20 市町村（H27）⇒24 市町村（H32）／必要 24 市町村
- ⑪ 避難勧告等の判断・伝達マニュアル（土砂災害）の策定済み市町村数
16 市町村（H27）⇒24 市町村（H29）／必要 24 市町村

最悪の事態 1-5 暴風雪及び豪雪による死傷者の発生

「道路が雪で交通不能になる」ことを回避するための推進方針

①道路除雪等による冬期の交通確保 【建設部】

- ・ 冬期の円滑な交通確保のため、市町村等と連携し効率的な除雪に取り組むとともに、計画的に除雪機械の整備・更新等を進め、除雪体制の強化を推進する。
- ・ 雪崩や地吹雪の発生危険箇所には雪崩予防柵・防雪柵等を整備するとともに、老朽化の著しい既存施設の計画的な更新を進め、道路の雪害対策を推進する。

「雪下ろしによる死傷者が多数発生する」ことを回避するための推進方針

②雪下ろし事故防止対策 【企画振興部】

- ・ 安全対策の徹底を図るため、様々な媒体を活用した広報活動など、市町村と連携し、雪下ろし作業中の事故防止に努める。

③克雪化住宅の普及促進 【建設部】

- ・ 積雪による倒壊や雪下ろし作業中の事故の未然防止のため、県・市町村のリフォーム事業等による取組を推進し、克雪化住宅の普及促進を図る。

【重要業績指標】 目標値

- ③ 克雪化リフォーム実施件数 73 件 (H27) ⇒120 件 (H28～H29)

最悪の事態 1-6 情報伝達の不備等による避難行動の遅れに伴う死傷者の発生

「関係機関の情報が途絶する」ことを回避するための推進方針

①関係行政機関等による情報共有体制の強化 【総務部】

- ・ 災害時における市町村・消防・警察・気象台など関係機関との情報共有や連絡体制の強化を図る。
- ・ 防災訓練等を通じて、県災害対策本部における関係機関との情報収集・共有体制の強化を図る。

②秋田県総合防災情報システムによる迅速・確実な情報伝達体制の強化 【総務部】

- ・ 定期的に市町村・関係機関との受発信訓練を行うなど、災害時における「秋田県総合防災情報システム」(平成 27 年度運用開始) の確実な運用に努める。

③秋田県情報集約配信システムによる情報収集・伝達手段の確保 【企画振興部】

- ・ Lアラートに接続する「秋田県情報集約配信システム」(平成 25 年度運用開始) の確実な運用を図るため、定期的に市町村とともに訓練等を行う。

「被災現場の情報が届かない」ことを回避するための推進方針

④ヘリコプターテレビシステムによる災害情報の収集 【警察本部】

- ・ 秋田県警察ヘリ「やまどり」のヘリコプターテレビシステムによる映像の送信により、迅速な情報収集と共有が図られることとしている。

「住民へ情報伝達ができない」ことを回避するための推進方針

⑤ Jアラートによる情報伝達 【総務部】

- ・ 「全国瞬時警報システム」(Jアラート)の自動起動による住民への確実な情報伝達を図るため、市町村に対し、定期的な運用試験等による受信・伝達体制の強化を働きかける。

⑥ 市町村による複数の情報伝達手段の整備等 【総務部】

- ・ 市町村に対し、「多様な災害情報伝達手段の整備に関する手引き」(平成27年3月県策定)に基づき、情報伝達手段の多重化や、災害情報共有システム(Lアラート)による避難勧告等の迅速・確実な伝達、SNS等による効果的な情報伝達等を働きかける。
- ・ 市町村に対し、「多様な災害情報伝達手段の整備に関する手引き」(平成27年3月県策定)に基づき、災害種別、発令地域、天候状況、時間帯等を考慮した情報伝達手段の整備を働きかける。
- ・ 美の国あきたネットによる被害情報等の提供のほか、「秋田県防災ポータルサイト」による避難勧告・避難指示情報や気象情報等、ツイッター・フェイスブック等のSNSによる災害情報等の提供など、複数の媒体による効果的な情報発信に努める。

⑦ 河川水位等の観測・情報提供体制の強化 【建設部】

- ・ 河川・ダム の水位や土砂災害危険度等の情報を担う「秋田県河川情報システム」について、測定施設や機器の改良・更新等を計画的に進め、市町村や県民等へ適切に情報提供できる体制の構築に努める。
- ・ 県管理河川について、避難勧告等の発令に資する河川情報等を県から沿川市町村長へ直接連絡する体制を構築するとともに、水位観測箇所 の拡充等を進め、河川水位等の情報提供体制の強化を図る。

⑧ 避難勧告等の発令基準等の策定

再掲 1-2⑦ (津波避難計画の策定) 【総務部】

- ・ 市町村に対し、平時の津波防災教育・啓発や避難訓練、津波警報等の発令時の避難対象地域、緊急避難場所、避難経路、避難勧告等を発令するための情報集取・伝達方法を定めた「津波避難計画」の策定を働きかける。

再掲 1-3⑤ (避難勧告等の判断基準等の策定(水害、高潮災害)) 【総務部】

- ・ 市町村に対し、避難勧告等の発令基準を含む「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」(水害、高潮災害)の策定を働きかける。

再掲 1-4③ (噴火時等の避難計画の策定) 【総務部】

- ・ 十和田、秋田焼山、栗駒山、鳥海山について、それぞれの火山の特性に応じて情報収集・伝達、避難勧告等の対象地区、避難体制、避難経路、避難施設などを定めた「避難計画」の策定を進める。

再掲 1-4⑩ (避難勧告等の発令基準等の策定(土砂災害)) 【総務部】

- ・ 市町村に対し、避難勧告等の発令基準を含む「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」(土砂災害)の策定を働きかけていく。

【重要業績指標】 目標値

- ⑤ Jアラート自動起動措置の整備済み市町村数 24市町村(H27) ⇒25市町村(H28)
- ⑥ 複数の情報伝達手段を整備している市町村数 15市町村(H27) ⇒25市町村(H32)
- ⑧-1 津波避難計画の策定済み市町村数(1-2⑦の再掲) 2市町村(H27) ⇒8市町村(H32) / 必要8市町村
- ⑧-2 避難勧告等の判断・伝達マニュアル(水害)の策定済み市町村数(1-3⑤-1の再掲)
15市町村(H27) ⇒25市町村(H29) / 必要25市町村

- ⑧-3 避難勧告等の判断・伝達マニュアル（高潮災害）の策定済み市町村数（1-3⑤-2の再掲）
3市町村（H27）⇒6市町村（H29）／必要6市町村
- ⑧-4 噴火時等の具体的で実践的な避難計画の策定（1-4③の再掲）
1火山（H27）⇒5火山（H31）／必要5火山
- ⑧-5 避難勧告等の判断・伝達マニュアル（土砂災害）の策定済み市町村数（1-4⑪の再掲）
16市町村（H27）⇒24市町村（H31）／必要24市町村

最悪の事態 1-7 防災意識の低さによる避難行動の遅れに伴う死傷者の発生

「避難の遅れによる死傷者が発生する」ことを回避するための推進方針

①自主防災活動の充実・強化 【総務部】

- ・ 自助・共助による自発的な防災活動の促進を図るため、市町村に対し、自主防災組織の結成に向けた取組を働きかける。

②地域の防災・避難訓練の実施 【総務部】

- ・ 市町村は、自主防災組織、水防管理団体、ボランティア団体、地域住民等との連携に留意した訓練を行うとともに、自主防災組織に対し、各地域において避難誘導、初期消火、応急救護、避難行動要支援者の安全確保、避難所の開設・運営等の訓練を実施するよう働きかける。

③自主防災アドバイザーの派遣等 【総務部】

- ・ 県は、自主防災組織活動の充実強化を図るため、引き続き、秋田県防災士会に所属している「防災士」27名（平成28年3月現在）を派遣し助言等を行うほか、自主防災組織のリーダー等を対象とした研修や優良組織の表彰事業等により県内組織率の向上を図る。

④学校における防災教育の充実 【教育庁】

- ・ 児童生徒が防災意識や自助の重要性を認識し、災害発生時に自ら生命・身体を守る行動ができるよう、関係機関・民間団体等とも連携し、学校における防災教育の充実を図る。また、教職員の防災に関する意識を啓発し、防災教育に関する指導力の向上を図るための研修を実施する。

⑤多様な主体が参画する防災訓練の実施 【総務部】

- ・ 県では、引き続き、「県民防災の日訓練」（図上訓練）及び「県総合防災訓練」・「冬期防災訓練」の実施により、災害時における市町村、防災関係機関、地域住民等との連携体制の構築を図るとともに、地域住民の災害時の対応能力の向上に努める。

【重要業績指標】目標値

- ① 自主防災組織率 77.3%（H27）⇒83.9%（H32）
- ② 地域の防災訓練に参加している県民の割合（県民意識調査） 12.7%（H27）⇒50%（H32）
- ③ 自主防災アドバイザーの派遣回数 47回（H27）⇒50回（H32）
- ④ 地域と連携して防災訓練等を実施する学校の割合 45.9%（H27）⇒50%（H29）
（公立の幼・小・中・高・特別支援学校）

目標2. 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる

最悪の事態 2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

「備蓄など事前対策が不十分で食料・飲料水等が枯渇する」ことを回避するための推進方針

①共同備蓄物資の整備 【総務部】

- ・ 市町村に対し、県と市町村の「共同備蓄品目」の目標備蓄量の確保を働きかける。

②民間事業者との物資調達協定の締結 【総務部】

- ・ 市町村に対し、災害時に民間事業者から物資を調達できる協定の締結を働きかける。

「救援物資が届かない」ことを回避するための推進方針

③自助による備蓄の促進 【総務部】

- ・ 市町村と連携し、地域住民や自主防災組織による3日分の飲料水や食料等の備蓄を働きかける。

④避難所への備蓄の促進 【総務部】

- ・ 災害発生時の迅速・確実な物資提供を図るため、市町村に対し、あらかじめ避難所となる施設への備蓄を働きかける。

⑤物流事業者との物資輸送・保管協定の締結 【総務部】

- ・ 災害時の物資輸送・保管に関する協定を締結している（公社）秋田県トラック協会及び秋田県倉庫協会と、発災初期の連絡方法や停電時の対応など具体の課題について協議を行うなど、災害物流の実効性を高める取組を進める。

⑥物資集積拠点の指定 【総務部】

- ・ 市町村に対し、救援物資の受入れ・仕分け・保管・出庫等を行う二次物資集積拠点の指定を働きかける。

⑦物資の輸送・保管・仕分け等に関するマニュアルの策定・運用 【総務部】

- ・ 「大規模災害時における救援物資の調達・輸送・供給マニュアル」（平成26年3月県策定）を活用した物資輸送訓練や訓練結果を踏まえたマニュアルの見直しなどにより、マニュアルの改善を図る。

⑧国・他都道府県等との物資応援体制の構築 【総務部】

- ・ 国や県外自治体からのプッシュ型支援による大量物資の輸送等に対応するため、国が検討中の災害物流体制の見直しを踏まえ、県外からの救援物資を効率的に避難所に供給する仕組みづくりなど災害時の物流体制の再検討を行う。

⑨都市公園における広域防災拠点機能の確保 【建設部】

- ・ 大規模災害時における一次物資集積拠点及び救助活動等の集結場所・ベースキャンプに指定されている県立中央公園のスカイドーム・運動広場、北欧の杜公園、およびこれらに付属する園路や配水管などの管理施設について、長寿命化計画に基づき計画的に老朽化対策を推進する。

【重要業績指標】目標値

- ① 共同備蓄物資の目標達成市町村数 1市町村（H27）⇒25市町村（H30）
- ② 災害時における物資の供給に関する協定の締結（県）
コンビニ3件、スーパー2件、飲料メーカー3件、生協1件、石油・ガソリン2件（H27）⇒随時拡充
- ④-1 避難所に物資を備蓄している市町村数 13市町村（H27）⇒25市町村（H32）
- ④-2 物資を備蓄している避難所数 101避難所（H27）⇒309避難所（H32）

最悪の事態 2-2 多数かつ長期にわたる孤立集落等の発生

「孤立可能性のある地区を把握できない」ことを回避するための推進方針

①孤立するおそれのある地区の現状把握 【総務部】

- ・ 市町村に対し、孤立するおそれのある地区や災害危険箇所等の把握及び、これらの地区における防災対策の状況（情報通信手段・自家発電設備の整備、避難施設の状況等）等の正確な把握を働きかける。

「孤立地区の被害状況を把握できない」ことを回避するための推進方針

②通信手段の確保 【総務部】

- ・ 市町村に対し、孤立するおそれのある地区への衛星携帯電話など通信手段の確保のほか、災害時を想定した通信訓練等の実施を働きかける。

「孤立状態が解消できない」ことを回避するための推進方針

③孤立予防対策

再掲 1-3①（河川改修等の治水対策） 【建設部】

- ・ 集中豪雨等による洪水被害を防止するため、近年において河川氾濫による家屋浸水被害の発生している三種川や斉内川等から優先的に河川改修等の治水対策を推進する。

再掲 1-4⑦（土砂災害対策施設の整備） 【建設部】

- ・ 要配慮者利用施設や重要な公共施設などを保全対象とする土石流・急傾斜地崩壊危険箇所及び地すべりの兆候のある箇所などについて、重点的に対策施設整備を推進する。
- ・ 特に、平成 28 年 3 月の融雪期に地すべりの兆候が確認された「北秋田市阿仁小淵地区」においては、地すべり区域内に一級河川、鉄道及び市道が含まれ、地すべり災害が発生した際には地域住民の生命・財産及び地域経済に甚大な被害を与えることから、重点的に地すべり防災対策を進めていく。

再掲 4-1②（道路施設の老朽化対策） 【建設部】

- ・ 橋梁やトンネル・シェッド等の道路施設について、定期的に点検を行うとともに、橋梁以外の道路施設についても平成 31 年度までに長寿命化計画を策定し、老朽化対策を計画的に推進する。

再掲 4-1③（道路の防災対策） 【建設部】

- ・ 大規模地震等においても緊急輸送道路としての機能を確保できるよう、緊急輸送道路上で老朽化の著しい橋梁から優先して耐震補強を進める。
- ・ 平時よりパトロールや防災点検等により道路法面や盛土・擁壁等の崩落危険箇所の把握に努め、それら危険箇所の対策を実施し、着実に道路防災対策を推進する。

④自家発電機など電力の確保 【総務部】

- ・ 市町村に対し、孤立するおそれのある地区への移動式自家発電機器等の配備を働きかける。

⑤緊急物資の備蓄 【総務部】

- ・ 市町村に対し、孤立想定地区ごとに、飲料水、給水用品、食料品、生活雑貨、冷暖房器具、燃料、医薬品等の物資の備蓄を働きかける。

【重要業績指標】目標値

③-1 県管理河川整備率（1-3①の再掲） 45.8%（H27）⇒45.9%（H29）

- ③-2 土石流危険渓流整備率（保全人家5戸以上）（1-4⑦-1の再掲） 16.5%（H27）⇒17.8%（H29）
- ③-3 急傾斜地崩壊危険箇所整備率（保全人家5戸以上）（1-4⑦-2の再掲） 34.7%（H27）⇒35.3%（H29）
- ③-4 橋梁長寿命化修繕計画進捗率（橋長15m以上、要対策橋梁）（4-1②の再掲）
46%（H27）⇒100%（H30） 計画見直し中

最悪の事態 2-3 消防、警察等の被災等による救助・救急活動の停滞

「警察庁舎の被災等により応急活動機能を喪失する」ことを回避するための推進方針

①警察施設の機能維持（耐震化、非常用電源の確保） 【警察本部】

- 警察本部及び警察署については全て耐震化済みであり、今後は、整備済みの非常用発電機について、老朽化に伴う更新等を進める。

②警察本部・警察署の代替庁舎の確保 【警察本部】

- 確保済みの代替庁舎について、機能移転訓練等を実施する。

③警察の業務継続体制の強化 【警察本部】

- 策定済みの業務継続計画について、随時、点検・見直し等を進める。

④警察職員の非常招集システムの確立 【警察本部】

- 整備済みの「秋田県警察職員緊急参集システム」による参集訓練等により、速やかな災害警備態勢の確立を図る。

⑤訓練による災害救助技術の向上 【警察本部】

- 引き続き、県総合防災訓練や市町村防災訓練への参画や、様々な状況下での定期訓練を実施するなど、警察の災害救助技術の向上に努めていく。

⑥災害対応装備品の充実 【警察本部】

- 災害対策のため、警察本部及び各警察署において装備資機材の充実に努めていく。

「消防庁舎の被災等により応急活動機能を喪失する」ことを回避するための推進方針

⑦消防施設の機能維持（耐震化、非常用電源の確保） 【総務部】

- 市町村等に対し、消防本部及び消防署施設の耐震化、非常用発電機の設置等を働きかける。

⑧消防施設における燃料の確保 【総務部】

- 各消防本部等に対し、地下タンク等の常設タンク、燃料補給車または携行缶等の保管により、72時間の非常電源を確保し、通信指令システム等の稼働に支障がないよう対策を促すほか、近隣スタンド等との優先給油協定により緊急通車両等の燃料の確保に努めるよう働きかける。

「応急活動を行う人員が不足する」ことを回避するための推進方針

⑨消防団への加入促進 【総務部】

- 消防団員の確保に向けて、市町村と連携し、事業団体や企業、大学等に対し消防団への入団要請を行うほか、機能別消防団、勤務地団員の制度等の導入や消防団協力事業所の認定促進等を市町村等に働きかける。

⑩消防団員の技術力の向上 【総務部】

- ・ 県は、地域防災力の中核を担う消防団員の知識・技術の習得や資質向上を図るため、消防学校において消防団員を対象とした教育訓練を継続して実施する。

⑪津波災害時の団員の安全確保 【総務部】

- ・ 津波災害時における消防団員の安全な活動を図るため、沿岸市町村に対し、「消防団活動安全管理マニュアル」の遵守について働きかける。

⑫緊急消防援助隊の計画的な整備 【総務部】

- ・ 大規模災害時に本県に派遣される緊急消防援助隊の効率的な受入体制を整備するとともに、本県においても、今後想定される首都直下地震・南海トラフ地震等で懸念される非常災害にも対応できる緊急消防援助隊の編成を目指して、登録を促進する。

【重要業績指標】 目標値

- ② 警察本部及び15警察署において代替庁舎確保済み
- ③ 警察本部及び15警察署において業務継続計画策定済み
- ⑨-1 消防団員数の条例定数充足率 89.9% (H27) ⇒96.8% (H32)
- ⑨-2 機能別消防団制度導入市町村数 8市町村 (H27) ⇒13市町村 (H32)
- ⑨-3 勤務地団員制度導入市町村数 11市町村 (H27) ⇒18市町村 (H32)
- ⑨-4 消防団協力事業所数 354事業所 (H27) ⇒437事業所 (H32)
- ⑩ 消防団員の消防学校教育訓練受講者数 137人 (H27) ⇒160人 (H32)
- ⑪ 津波災害時の消防団活動安全管理マニュアル策定済み市町村数 8市町 (H27 策定済み) /必要8市町
- ⑫ 緊急消防援助隊の登録隊数 83隊 (H27) ⇒91隊 (H29)

最悪の事態 2-4 多数の帰宅困難者等の発生に伴う避難所等の不足

「被災者が避難所の場所を把握していない」ことを回避するための推進方針

①指定緊急避難場所、指定避難所の指定等 【総務部】

- ・ 「指定緊急避難場所」「指定避難所」の未指定市町村に対し、早期の指定を働きかける。
- ・ 市町村に対し、ハザードマップや広報等による指定緊急避難場所、指定避難所の周知を働きかける。

②福祉避難所の指定 【健康福祉部】

- ・ 一般的な避難所では生活に支障が想定される要配慮者を受け入れるため、必要な福祉避難所を整備するよう市町村に助言を行う。

「災害発生直後に帰宅困難者が多数発生する」ことを回避するための推進方針

③帰宅困難者支援に関する協定の締結 【総務部】

- ・ 県は、災害発生時に民間事業者が自店舗を「災害時帰宅支援ステーション」として開設し、交通の途絶等により発生する帰宅困難者の受入れや情報提供を行う「災害時における帰宅困難者支援に関する協定」を締結しており、今後は締結企業の拡充や新たな支援策の検討を進める。

「避難所等が被災して使用できない」ことを回避するための推進方針

④学校施設の防災機能の強化 【教育庁】

- ・ 学校施設等において最低限必要な避難所機能を強化する。

⑤都市公園における避難場所機能の確保 【建設部】

- ・ 秋田市の指定緊急避難場所に指定されている県立中央公園について、長寿命化計画に基づき既存施設の老朽化対策を推進する。

【想定】避難所において良好な生活環境を確保できない

⑥避難所における生活環境の整備 【総務部】

- ・ 市町村に対し、「避難所開設・運営マニュアル」の策定のほか、指定避難所への非常用電源や燃料の備蓄、毛布・暖房器具など必要な資機材の整備、プライバシーの保護・男女双方の視点に配慮した環境の整備等に平時から取り組むよう働きかける。
- ・ 避難所における良好な生活環境の確保については、『避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針』（内閣府）に基づき、バリアフリー化、避難支援室用のスペース・男女別トイレ等の確保、避難者カード（名簿）による食物アレルギー対応など要配慮者が求める支援情報の把握等に努めるよう働きかける。

「避難所外の避難者を把握できない」ことを回避するための推進方針

⑦避難所以外の場所に滞在する被災者への支援 【総務部】

- ・ 指定された避難所以外の場所に滞在する被災者について、避難場所の把握やエコノミー症候群の予防法等の情報提供など、市町村に対して対応策の周知を図る。

【重要業績指標】目標値

- ①-1 指定緊急避難場所の指定済み市町村数 17 市町村（H27）⇒25 市町村（H29）
- ①-2 指定避難所の指定済み市町村数 17 市町村（H27）⇒25 市町村（H29）
- ② 福祉避難所の指定済み市町村数 19 市町村（H27）⇒25 市町村（H32）
- ③ 災害時における帰宅困難者支援に関する協定締結事業者数 10 事業者（H27）⇒随時拡充
- ⑥ 避難所開設・運営マニュアル策定済み市町村数 15 市町村（H27）⇒25 市町村（H32）

最悪の事態 2-5 医療施設及び関係者の不足・被災等による医療機能の麻痺

「医療施設が機能を喪失する」ことを回避するための推進方針

①災害拠点病院の耐震化 【健康福祉部】

- ・ 平成 29 年度の仙北市立角館総合病院の新築移転により、県内 13 の全ての災害拠点病院が新耐震基準に適合する。

「医薬品等を確保できない」ことを回避するための推進方針

②災害時における医薬品・医療機器等の供給・確保体制の整備 【健康福祉部】

- ・ 災害拠点病院や調剤薬局等における医薬品等の常用備蓄のほか、今後も、災害時の緊急医薬品・医療機器の備蓄・提供に関する委託事業を継続する。

「被災地での医療救護活動が滞る」ことを回避するための推進方針

③災害医療コーディネーターの配置 【健康福祉部】

- ・ 災害医療対策本部・地域災害医療対策本部に配置する「災害医療コーディネーター」について、県総合防災訓練への参画等を通じて、災害時を想定した関係機関等の連絡調整業務等の向上を図る。

④災害派遣医療チームの配置 【健康福祉部】

- ・ 急性期（災害発生から概ね 48 時間以内）の救命活動に従事する DMA T（災害派遣医療チーム）について、県内 13 の災害拠点病院にそれぞれ複数のチーム配置を促進する。

【重要業績指標】目標値

- ① 新耐震化基準適合災害拠点病院数 12 病院 (H27) ⇒13 病院 (H29) / 全 13 病院
- ② 秋田県医薬品卸業協会及び秋田県医療機器販売業協会と、緊急医薬品・医療機器の備蓄と提供に関する委託契約を締結済み
- ④ DMA T チーム数 22 チーム (H27) ⇒26 チーム (H32)

最悪の事態 2-6 被災地における疫病・感染症等の大規模発生

「避難所で感染症が集団発生する」ことを回避するための推進方針

①市町村の健康危機管理能力の向上 【健康福祉部】

- ・ 避難所における感染症の発生・まん延を防止するため、市町村と連携し定期的な衛生・防疫体制の強化のための研修会等を実施する。

②平時からの感染症予防対策の強化 【健康福祉部】

- ・ 被災地での疫病・感染症の発生・まん延を防止するため、平時からの予防接種の促進に努めるよう県民に周知する。

【重要業績指標】目標値

- ①「避難所における感染症まん延防止対策研修会」実施市町村数 0 市町村 (H27) ⇒25 市町村 (H32)

目標3. 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する

最悪の事態 3-1 行政施設及び職員の被災による行政機能の大幅な低下

「業務が継続できない」ことを回避するための推進方針

①県の業務継続体制の強化 【総務部】

- ・ 県は、「大規模災害時における秋田県業務継続計画」を策定し、課室ごとの非常時に優先すべき応急業務及び通常業務を明らかにするとともに、職員の参集や安否確認、執務環境の確保等について定めており、今後は、組織体制の変更等を踏まえ適宜見直しを行う。

②市町村の業務継続体制の強化 【総務部】

- ・ 業務継続計画の未策定市町村に対し、早期の策定を働きかける。

「県庁舎が倒壊する」ことを回避するための推進方針

③県庁舎の耐震性の強化 【出納局】

- ・ 本庁舎、第二庁舎、議会棟、総合庁舎は耐震基準を満たしており、倒壊又は崩壊する危険性は低いものの、非構造部材（仕切壁、天井の内装材等）・設備機器、配管類の耐震評価を行い、必要に応じて補強又は耐震対策を考慮した更新を推進する。

④執務環境の整備 【出納局】

- ・ 書類等の落下防止や十分な避難通路スペースの確保ができるように、職員に対し、執務室の整理、整頓の徹底を周知する。

「県庁舎が停電する」ことを回避するための推進方針

⑤停電時の行政機能の確保 【出納局】

- ・ 庁舎に設置されている自家発電装置の燃油残量（3日分）の維持に努める。

⑥非常用電源等の確保 【出納局】

- ・ 非常用コンセントから災害対応業務を継続するための情報通信機器等への給電のため、庁舎各フロアに電工ドラム、LANケーブル、作業灯を常備しており、停電対応訓練等により、使用方法の習熟を図る。

⑦停電対応訓練の実施 【出納局】

- ・ 停電対応訓練の実施により、非常時優先業務を継続するための手順確認と、その習熟を図る。

【重要業績指標】目標値

- ② BCP（業務継続計画）の策定済み市町村数 7市町村（H27）⇒25市町村（H32）

目標 4. 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要なライフラインや情報通信機能等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る

最悪の事態 4-1 地域交通ネットワークが分断する事態

「緊急輸送道路ネットワーク等が寸断される」ことを回避するための推進方針

①高速道路・幹線道路等の整備 【建設部】

- ・ 県内高速道路の早期全線開通に向け、東北中央自動車道「及位～上院内」間の早期事業化、および事業中区間の早期完成を国に強く働きかけるとともに、県で進めている「鷹巣西道路」の整備を推進する。
- ・ 日本海側と太平洋側を結ぶ重要な横軸である秋田自動車道「大曲～北上」間の4車線化に向けた取組を推進する。
- ・ 高速道路を補完する「盛岡秋田道路」、「大曲鷹巣道路」等の地域高規格道路整備に向けた取組を推進するとともに、国道7号「下浜道路」、国道13号「河辺拡幅」を始めとする幹線道路の整備促進を図る。
- ・ 国道107号「本荘道路」、国道285号「滝ノ沢バイパス」、横手大森大内線「三本柳工区」など、災害時の速やかな救助救急活動・物資輸送等に資する高速道路や港湾等防災拠点へのアクセス道路等の整備を重点的に進める。
- ・ 道路整備にあたっては、災害時における孤立予防やリダンダンシー機能の確保といった観点も考慮しながら、災害に強い道路ネットワークの構築を図る。

②道路施設の老朽化対策 【建設部】

- ・ 橋梁やトンネル・シェッド等の道路施設について、定期的に点検を行うとともに、橋梁以外の道路施設についても平成31年度までに長寿命化計画を策定し、老朽化対策を計画的に推進する。

③道路の防災対策 【建設部】

- ・ 大規模地震等においても緊急輸送道路としての機能を確保できるよう、緊急輸送道路上で老朽化の著しい橋梁から優先して耐震補強を進める。
- ・ 平時よりパトロールや防災点検等により道路法面や盛土・擁壁等の崩落危険箇所の把握に努め、それら危険箇所の対策を実施し、着実に道路防災対策を推進する。

「港湾施設の機能が停止する」ことを回避するための推進方針

④港湾施設の耐震化 【建設部】

- ・ 国と連携して、秋田港における耐震強化岸壁の整備を推進するとともに、能代港等についても耐震化に向けた取組を進め、重要な防災拠点として、港湾の機能強化を図る。

⑤港湾施設の老朽化対策 【建設部】

- ・ 県内5港について、予防保全計画に基づき、施設の点検を行うとともに、老朽化対策を計画的に推進する。

⑥港湾における業務継続体制の強化 【建設部】

- ・ 重要港湾（秋田港、船川港、能代港）のBCP（業務継続計画）について、定期的な点検・見直しを行うなどして、業務継続体制の強化を図る。

「空港施設の機能が停止する」ことを回避するための推進方針

⑦空港施設の老朽化対策 【建設部】

- ・ 秋田空港、大館能代空港について、維持管理・更新計画に基づき、定期的に施設の点検を行うとともに、老朽化対策を進め、適切な維持管理に努める。

「漁港施設の機能が停止する」ことを回避するための推進方針

⑧防災拠点漁港の耐震化 【農林水産部】

- ・ 災害時に海路から緊急支援物資等の受入れを行う防災拠点漁港に指定されている金浦漁港について、国の耐震設計指針の更新に基づき、新たな基準に合致した施設強度を確保するための工事を実施する。

「鉄道施設の機能が停止する」ことを回避するための推進方針

⑨第三セクター鉄道の施設整備 【観光文化スポーツ部】

- ・ 秋田内陸縦貫鉄道と由利高原鉄道は、平時における地域交通の確保ほか、災害時における人・物資の輸送など応急救助対策にも有用であり、特に並行する国道等との一体的な整備が必要であるため、鉄道軌道安全輸送設備等整備事業等を活用した整備を実施する。

⑩鉄道施設・設備の強化 【東日本旅客鉄道（株）秋田支社】

- ・ 引き続き、鉄道施設の維持管理・補強等を行うほか、災害発生時に迅速な復旧を図るため、非常参集等の防災訓練や必要な資機材の確保に努める。

【重要業績指標】目標値

- ①-1 高速道路供用率 約 85% (H27) ⇒約 90% (H29)
- ①-2 県管理国道改良率 93.7% (H27) ⇒94.7% (H29)
- ② 橋梁長寿命化修繕計画進捗率（橋長 15m 以上、要対策橋梁） 46% (H27) ⇒100% (H30) 計画見直し中
- ④ 重要港湾の耐震強化岸壁数 1 箇所 (H27) ⇒2 箇所 (H30) / 計画 3 箇所
- ⑧ (漁港) 最大クラスの地震動に対応する耐震強化岸壁数 0 箇所 (H27) ⇒1 箇所 (H35) / 必要 1 箇所

最悪の事態 4-2 電気、石油、ガスの供給機能の停止

「大規模かつ長期にわたり停電する」ことを回避するための推進方針

①電力施設・設備の強化 【東北電力（株）秋田支店】

- ・ 引き続き、自然災害で得た知見等を設備構築に反映させるなど、常に災害に強い設備づくりに取り組んでいくとともに、災害発生時における復旧要員や復旧資材等の確保、災害対策訓練の更なる充実に努める。

「石油類燃料が確保できない」ことを回避するための推進方針

②災害時における石油類燃料の確保～秋田県石油商業協同組合との協定 【総務部】

- ・ 災害時の石油燃料の供給に関する協定を締結している秋田県石油商業協同組合等との連携を図っていくほか、市町村に対しても、各地域において災害時における優先給油確保の手段を講ずるよう働きかける。

③災害時における石油類燃料の確保～石油連盟との覚書 【総務部】

- ・ 石油連盟と締結している覚書により、災害時に燃料供給が受けられる県内重要施設について、必要に応じて拡充を図るほか、災害時を想定した緊急要請発出訓練を定期的に行うなど、平時からの連携体制の強化を図る。

「長期にわたりガス供給機能が停止する」ことを回避するための推進方針

④ガス供給施設・設備の強化 【東部瓦斯（株）秋田支社】

- ・ 引き続き、ガス供給設備の強靱化を推進するとともに、大規模自然災害発生時は、「災害対策本部」を設置し情報を収集・集約し、適切な対応を図る。大規模自然災害の発生等において、二次災害を防ぐ為にやむをえずガスの供給を停止する場合は、供給区域をブロックに分けて管理することで緊急時にガスの供給を停止する範囲を最小限に抑えるとともに、安全を最優先しつつ早期にガスの供給を復旧できるよう、県・市町村・消防機関等との連携を図り、日本ガス協会を中心に全国各地の各ガス事業者との応援体制を確立し効率よく作業を進める。

最悪の事態 4-3 上水道等の長期間にわたる機能停止

「上水道機能が停止する」ことを回避するための推進方針

①水道施設の耐震化 【生活環境部】

- ・ 水道事業者である市町村と連携し、地域防災拠点等に対する供給ルート耐震化を重点的に進めるなど、水道施設の耐震化対策に係る補助制度等を活用しながら計画的な実施を促進する。

「工業用水道機能が停止する」ことを回避するための推進方針

②工業用水道の耐震化 【産業労働部】

- ・ 各施設の耐用年数を考慮し、老朽化度に応じた更新又は耐震化計画を推進する。

【重要業績指標】目標値

- ① 上水道（基幹管路）の耐震化率 24.3%（H27）⇒28.0%（H32）
- ② 工業用水道施設（管路）の耐震化率 55%（H27）⇒70%（H33）

最悪の事態 4-4 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止

「下水道機能が停止する」ことを回避するための推進方針

①下水道施設の耐震化 【建設部】

- ・ 地震対策上重要な処理場・ポンプ場施設の耐震化を計画的に進める。

②下水道施設の老朽化対策 【建設部】

- ・ 下水道長寿命化計画に基づき、平成32年度までに施設を計画的に修繕・改築するとともに、下水道ストックマネジメント計画の策定を進める。

③下水道における業務継続体制の強化 【建設部】

- ・ 下水道BCP（業務継続計画）に基づく訓練を行い、業務継続体制の強化を図るとともに、市町村に対し、計画の継続的な改善を働きかける。

「農業集落排水施設の機能が停止する」ことを回避するための推進方針

④農業集落排水施設の老朽化対策 【建設部】

- ・ 市町村に対して、老朽化した農業集落排水施設の機能診断の早期実施と、診断に基づく対策の計画的実施を働きかける。

「浄化槽の機能が停止する」ことを回避するための推進方針

⑤合併浄化槽への転換促進 【生活環境部】

- ・ 単独浄化槽から災害に強い合併浄化槽への転換を引き続き促進する。

「し尿処理が滞る」ことを回避するための推進方針

⑥災害時におけるし尿処理等の協力体制の構築 【生活環境部】

- ・ 災害が発生した場合、秋田県環境整備事業協同組合と締結した協定に基づき、円滑にし尿の収集運搬等の協力が行われるよう、日頃から協定書の確認を行うなど、関係機関の連携を推進する。

【重要業績指標】 目標値

- ① 地震対策上重要な処理場・ポンプ場施設の耐震化率（県） 56%（H27）⇒66%（H32）

最悪の事態 4-5 信号機の全面停止等による重大交通事故の多発

「信号機が全面停止する」ことを回避するための推進方針

①停電時の信号機減灯対策【警察本部】

- ・ 災害発生時の停電に起因する道路交通の混乱を防止するため、信号機電源付加装置の整備を進める。

【重要業績指標】 目標値

- ①-1 自動起動型信号機電源付加装置の整備台数 98 基（H27 整備済み）
①-2 電池式信号機電源付加装置の整備台数 18 基（H27）⇒53 基（H32）／計画 53 基

最悪の事態 4-6 電話、携帯電話など情報通信機能の麻痺・長期停止

「長期にわたり電話、携帯電話通信が停止する」ことを回避するための推進方針

①電話施設・設備の強化 【東日本電信電話（株）秋田支店】

- ・ 通信の途絶を防止するため、引き続き、電気通信設備や建物、鉄塔などの信頼性向上に取り組むほか、災害発生時に迅速な復旧を図るため、災害対策機器及び車両の配備や資機材の確保に努める。

②携帯電話設備の信頼性向上 【（株）ドコモ C 東北 秋田支店】

- ・ 通信の途絶を防止するため、引き続き、通信システムの高信頼化に取り組むほか、災害発生時には通信サービスの早期復旧を図るため、移動基地局車両や移動電源車の配備、被災時の措置マニュアルの策定や防災訓練の実施に努める。

目標 5. 大規模自然災害発生後であっても、経済活動を機能不全に陥らせない

最悪の事態 5-1 サプライチェーンの寸断等による経済活動の停滞

「県内の企業活動が停止する」ことを回避するための推進方針

①企業における業務継続体制の強化 【産業労働部】

- ・ BCP（業務継続計画）策定の専門的ノウハウを有する保険会社等の民間企業との連携を図り、県内企業のBCP策定を促進する。

最悪の事態 5-2 石油コンビナート・重要な商業施設の損傷、火災、爆発等

「石油コンビナートの損壊、火災、爆発等が発生する」ことを回避するための推進方針

①石油コンビナート防災計画の見直し 【総務部】

- ・ 国のコンビナート防災アセスメント指針や県津波浸水想定公表を踏まえ、「秋田県石油コンビナート等防災計画」の修正を行う。

②石油コンビナート防災訓練の実施 【総務部】

- ・ 石油コンビナート防災訓練（年1回）の実施により、災害時の初動対応、緊急点検、消火放水、避難等の必要な措置の習熟を図る。

③化学消火剤貯蔵タンクの整備 【総務部】

- ・ 石油コンビナート等特別防災区域（秋田市飯島、男鹿市船川）に設置している化学消火剤貯蔵タンクについて、必要に応じて修繕等を実施する。

④大容量泡放射システムの配備 【総務部】

- ・ 男鹿地区に配備されている大容量泡放射システムの確実な動作習熟のほか、他地域への出動要請に対応できる体制の点検等を行う。

【重要業績指標】 目標値

- ① 秋田県石油コンビナート等防災計画の見直し 平成 30 年度修正予定

目標6. 制御不能な二次災害を発生させない

最悪の事態 6-1 ため池、ダム、防災施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生

「防災施設が損壊又は機能不全に陥る」ことを回避するための推進方針

①河川・ダム・海岸・砂防関連施設の老朽化対策

再掲1-2③（海岸保全施設（建設海岸）の老朽化対策） 【建設部】

- ・ 老朽化の進行する護岸・水門等の海岸保全施設について、平成 29 年度までに長寿命化計画を策定し、老朽化対策を計画的に推進する。

再掲1-2④（海岸保全施設（漁港海岸）の老朽化対策） 【農林水産部】

- ・ 漁港における海岸保全施設については、長寿命化計画を策定の上、優先順位を決めて老朽化対策等を推進する。

再掲1-3②（河川・ダム関連施設の老朽化対策） 【建設部】

- ・ 老朽化の進行する河川・ダム関連施設について、平成 29 年度までに長寿命化計画を策定し、老朽化対策を計画的に推進する。

再掲1-4⑧（土砂災害対策施設の老朽化対策） 【建設部】

- ・ 砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊対策施設の点検・健全度調査を進め、平成 30 年度までに各施設の長寿命化計画を策定し、老朽化対策を計画的に推進する。

「ため池が決壊又は機能不全に陥る」ことを回避するための推進方針

②ため池ハザードマップの整備 【農林水産部】

- ・ 防災重点ため池（下流に人家、公共施設等がある大規模なため池）について、ハザードマップの作成を進める。

③農業用ため池の整備 【農林水産部】

- ・ 老朽ため池については、県・市町村の支援のもと補修・補強等を進める。

【重要業績指標】目標値

①-1 漁港海岸保全施設の長寿命化計画策定海岸数（1-2④-1の再掲） 0海岸（H27）⇒8海岸（H30）

①-2 漁港海岸保全施設整備事業（機能強化・老朽化対策）の実施漁港海岸数（1-2④-2の再掲）

0海岸（H27）⇒8海岸（未定）

② ため池ハザードマップ作成数 238箇所（H27）⇒343箇所（H30）／防災重点ため池 343箇所

③ 老朽ため池の整備着工箇所数 194箇所（H27）⇒214箇所（H32）／必要 214箇所

最悪の事態 6-2 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

「農地・森林等の荒廃により防災機能が低下する」ことを回避するための推進方針

①農業・農村の多面的機能の確保 【農林水産部】

- ・ 農業・農村の多面的機能の確保のため、中山間地域等での農業生産活動や農地・農業用施設の維持・保全活動を促進する。

②農業水利施設の保全管理 【農林水産部】

- ・ 基幹的農業水利施設（頭首工、用排水路）について、機能診断等を行い、施設の長寿命化対策を進める。

③森林整備 【農林水産部】

- ・ 土砂災害や洪水、雪崩等の防止・緩和効果のある森林育成のため、間伐等の整備を推進する。

④治山対策 【農林水産部】

- ・ 集中豪雨等に伴う山地災害を防止するため、荒廃森林や荒廃危険地における治山ダム等の整備や、山地災害危険地区の周知を進める。

【重要業績指標】目標値

- ① 日本型直接支払実施面積（多面的機能・中山間直払） 105,027ha（H27）⇒110,000ha（H29）／必要 110,000ha
- ② 基幹的農業水利施設 機能保全計画策定数 152箇所（H27）⇒228箇所（H32）／必要 228箇所
- ③ スギ人工林間伐面積 6,799ha（H27）⇒6,600ha（H32）／必要 5,700ha
- ④ 山地災害防止機能等が適切に発揮された集落数 1,049集落（H27）⇒1,507集落（H30）

目標7. 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

最悪の事態 7-1 災害廃棄物の処理の停滞により復旧が大幅に遅れる事態

「災害廃棄物処理が滞る」ことを回避するための推進方針

①災害時における廃棄物処理等の協力体制の構築 【生活環境部】

- ・ 災害が発生した場合、秋田県産業廃棄物協会と締結した協定に基づき、円滑に災害廃棄物処理の協力が行われるよう、日頃から協定書の確認を行うなど、関係機関の連携を推進する。

②災害廃棄物の処理体制の整備 【生活環境部】

- ・ 早期の復旧・復興の妨げとなる災害廃棄物を迅速に処理するため、「秋田県災害廃棄物処理計画」を、国の計画との整合を図りながら、早期に策定するとともに、市町村における災害廃棄物処理計画の策定を促進するなど、広域的な視点からの廃棄物処理体制を整備する。
- ・ 災害廃棄物処理の具体的な対応が求められる市町村においては、迅速な処理体制を構築するため、「災害廃棄物処理計画」を策定する必要があることから、未策定の市町村に対し助言等を行い、「災害廃棄物対策指針」に基づく早期の計画策定を促進する。

最悪の事態 7-2 復旧・復興を担う人材の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態

「災害時に建設事業者の協力が得られない」ことを回避するための推進方針

①災害対応に不可欠な建設業との連携 【総務部、建設部】

- ・ 建設関係団体と災害時における協力体制の構築を図っているところであるが、今後とも、定期的に連絡体制の確認を行うなど、継続的な連携を強化する。

②建設産業の担い手の確保・育成

- ・ 災害発生時の迅速な復旧・復興のほか、今後早急な対応が求められるインフラの老朽化対策などを着実に進めるため、担い手となる建設産業従事者の確保・育成が不可欠であることから、公共事業費の安定的確保と年間工事量の平準化に努めるとともに、建設業団体や教育機関などと連携を図り、若年者等への魅力発信と若手技術者等のキャリアアップの取組への支援に加え、新たに建設産業での女性の活躍や生産性向上に向けた取組を総合的に推進する。【建設部】
- ・ 建設業の担い手確保の方策を検討するため発足した「秋田県建設産業担い手確保・育成検討委員会」において、労働環境の改善策や教育訓練のカリキュラム等についてとりまとめるなど、行政、教育関係機関と連携により取組を推進する。【一般社団法人秋田県建設業協会】

「災害ボランティアの受入れが滞る」ことを回避するための推進方針

③災害ボランティアセンターの設置・運営 【健康福祉部】

- ・ 災害ボランティアセンターの設置・運営に必要な手順等を定めた「災害ボランティアセンター設置・運営マニュアル」の策定を市町村に働きかけていく。

④災害ボランティアコーディネーターの養成 【健康福祉部】

- ・ 引き続き、秋田県社会福祉協議会と連携して、災害ボランティアコーディネーター養成研修を実施するとともに、認定済みのコーディネーターを対象としたフォローアップ研修も定期的実施する。

【重要業績指標】目標値

- ③ 災害ボランティアセンター設置・運営マニュアル策定済み市町村数 18 市町村 (H27) ⇒25 市町村 (H32)
- ④ 災害ボランティアコーディネーターを 10 名以上養成した市町村数 10 市町村 (H27) ⇒25 市町村 (H32)

最悪の事態 7-3 地域コミュニティの崩壊等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

「災害時に地域コミュニティ機能が減退する」ことを回避するための推進方針

①元気ムラ活動への支援 【企画振興部】

- ・ 元気ムラ活動を実施している地域をホームページやSNS、元気ムラ通信などにより、情報発信を行うほか、市町村とともに、集落等の組織強化に向けた取組を推進する。

②共助組織の立ち上げ支援 【企画振興部】

- ・ 地域住民が主体となって除排雪を行う共助組織の立ち上げを支援するとともに、活動の継続化を図るため、団体間の連携体制を構築するなど、少子高齢化が進む地域の除排雪体制の強化・拡充を推進する。

③秋田県除雪支援ボランティアネットワークの強化 【健康福祉部】

- ・ 引き続き、秋田県除雪支援ボランティアネットワーク（事務局 秋田県社会福祉協議会）による要配慮者世帯への除雪ボランティアの派遣等の支援体制を強化する。

④自主防災活動の充実・強化

再掲 1-7① 【総務部】

- ・ 自助・共助による自発的な防災活動の促進を図るため、市町村に対し、自主防災組織の結成に向けた取組を働きかけていく。

⑤消防団への加入促進

再掲 2-3⑨ 【総務部】

- ・ 消防団員の確保に向けて、市町村と連携し、事業団体や企業、大学等に対し消防団への入団要請を行うほか、機能別消防団、勤務地団員の制度等の導入や消防団協力事業所の認定促進等を市町村に働きかけていく。

【重要業績指標】目標値

- ① 元気ムラ活動公開地区数 72 地域 337 集落 (H27) ⇒100 地域 (H29)
- ② 共助組織数 24 組織 (H27) ⇒50 組織 (H31)
- ③ 要配慮者世帯に対する支援体制（ボランティア派遣又は一部助成等の経済的負担軽減策）を整備している市町村の割合 100% (H27 整備済み)
- ④ 自主防災組織率（1-7①の再掲） 77.3% (H27) ⇒83.9% (H32)
- ⑤-1 消防団員数の条例定数充足率（2-3⑨-1の再掲） 89.9% (H27) ⇒96.8% (H32)
- ⑤-2 機能別消防団制度導入市町村数（2-3⑨-2の再掲） 8 市町村 (H27) ⇒13 市町村 (H32)
- ⑤-3 勤務地団員制度導入市町村数（2-3⑨-3の再掲） 11 市町村 (H27) ⇒18 市町村 (H32)
- ⑤-4 消防団協力事業所数（2-3⑨-4の再掲） 354 事業所 (H27) ⇒437 事業所 (H32)